

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求に係る勧告に基づき、岩倉市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第 9 項の規定により公表する。

平成 30 年 4 月 26 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 堀 巖



岩行発第 394 号
平成30年4月26日

岩倉市監査委員 内藤 充 様
岩倉市監査委員 堀 巖 様

岩倉市長 久保田 桂 朝



住民監査請求に対する措置について（通知）

平成30年3月29日付け岩監発第287号で、通知された監査の結果について、岩倉市の考え方について、下記のとおり通知します。

記

1 主 文

これまでの処分決定の判断に変更はなく、事業者及び関係職員に返還を求めることはしない。

2 理 由

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第3条で、対象となる自転車を規定している。問題とされる第3条第4号の市に販売店としての登録をした事業者を指定店としているが、その指定は、岩倉市の行政処分である。第9条に規定する、指定店の登録要件を欠くに至ったが、行政処分である指定の公定力に鑑みると、その取消しがされていなかった期間に販売したものについては、返還を求めることはできないと解する。

ただし、自転車安全点検整備済証（TSマーク）の添付のされていない2件については、指定店の効力とは関係なく、不正と判断したものである。

3 その他

本件は、監査結果にあるように、地方自治法第242条に基づく住民監査請求であるところ、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」とされている（地方自治法第242条第2項）。

一方、本件監査請求で問題とされている6台分199,500円の公金の支出行為は、岩倉市が返還請求を決定した他の2台分の公金支出行為と同様、平成25年6月10日から同年12月19日までの間に行われており、請求者はこの行為を当時から知っている。

そして、最高裁第二小法廷昭和62年2月20日判決（最高裁昭和57年（行ツ）第164号）は、「財務会計上の行為が違法無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実に係る住民監査請求については、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法第242条第2項の規定を適用すべきである。」旨判示している。

この点、監査結果が岩倉市が2件の返還請求を決定した平成29年12月6日をもって本件住民監査請求の請求可能期間の起算点としているのか、怠る事実に係る住民監査請求については地方自治法第242条第2項の適用がないとしているのか不明であるが、いずれにしても本件監査請求を適法としていることには法的に疑義が存する。